

○学校において予防すべき感染症一覧

多数の児童生徒が集団生活を行う学校において、感染症が発生した場合、感染症がまん延しやすいことや、児童生徒に与える教育上の影響が大きいことなどから、法において下記のように、「学校において予防すべき感染症」の種類と出席停止の期間の基準が定められています。

学校保健安全法施行規則18条・19条

	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止の期間の基準	治癒証明書
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）	治癒するまで	必要
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	<u>必要ない</u>
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	必要
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	必要
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	必要
	風しん	発疹が消失するまで	必要
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで	必要
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後2日を経過するまで	必要
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	<u>必要ない</u>
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	必要
髄膜炎菌性髄膜炎	必要		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	必要
	その他の感染症 ^{※1} （感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、RSウイルス感染症、手足口病、ヘルパンギーナ等）		<u>必要ない</u>

※1 「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂）」公益財団法人日本学校保健会を参考にしてください。